

浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手續等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第80号

浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手續等を定める規則等の一部を改正する規則

(浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手續等を定める規則の一部改正)

第1条 浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の手續等を定める規則(昭和60年香川県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」及び注を削る。

(香川県一般海域管理条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県一般海域管理条例施行規則(平成12年香川県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

第2号様式中「㊟」を削る。

第3号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

(解体工事業に係る登録の手續等に関する規則の一部改正)

第3条 解体工事業に係る登録の手續等に関する規則(平成13年香川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び注を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。